

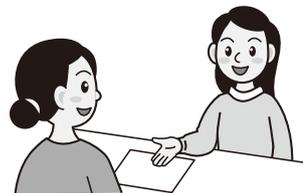
町県民税の申告

確定申告や町県民税の申告は、町県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定、所得証明など税務証明の基礎資料となります。

町県民税の申告は、確定申告書を提出された方や所得が給与のみで勤務先から町へ年末調整済みの給与支払報告書の提出がある方は提出する必要がありません。また、公的年金収入のみで確定申告不要の方でも、医療費控除や所得控除のもれなどがある方は、町県民税の申告を提出することにより町県民税が減額される場合があります。

◎申告会場と開設期間など

【受付日・場所】 2月16日(月)・17日(火) 総合会館
 2月18日(水)～20日(金) 松枝公民館
 2月23日(月)～3月16日(月) 中央公民館
 ※土・日曜日は除く



※役場税務課窓口では、庁舎の耐震補強工事のため申告相談は行いませんが、作成済みの申告書の提出はできます。

【受付時間】 午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)
 ただし、2月17日(火)・2月20日(金)は午後3時まで
 午前8時30分から整理券を配布しますが、混雑の状況により受付を早めに終了する場合があります。

【注意事項】 ○次の確定申告は町の会場では受付できません。
 ・譲渡所得(土地建物、株式、配当、先物取引など) ・配当所得 ・一時所得
 ・青色申告 ・住宅ローン控除(適用の初年度のみ) ・死亡した方の準確定申告
 ・平成25年分以前の申告
 ○事業所得などの収支内訳書や医療費控除に必要な医療費の明細書は、あらかじめ自宅で作成してください。

申告に必要な主な書類など

主な所得の 計算に必要な 書類	給与、公的年金等	源泉徴収票(原本)
	事業所得、不動産所得、 農業所得など	収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。
主な控除の 計算に必要な 書類	社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書の原本。ただし、国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書の原本に限ります。
	生命保険料控除、地震保険料 (旧長期損害保険料)控除	保険会社発行の保険料控除証明書(原本)
	医療費控除	平成26年中の領収印がある医療費の領収書、生命保険などで補てんされた金額が分かる書類。 ※あらかじめ合計額を計算してください。
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。 平成26年12月31日現在65歳以上の方で要介護認定を受け、一定以上の障がいがあると認められる方は、福祉健康課へ申請し発行された認定証。
その他の 持ち物	・印鑑(朱肉を使うもの) ・所得税の還付を受ける場合は、申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの	

【問 合 先】 税務課